

公益財団法人 埼玉りそな産業経済振興財団 定款

第1章 総則

<名称>

第1条 この法人は、公益財団法人埼玉りそな産業経済振興財団と称する。

<事務所>

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

第2章 目的及び事業

<目的>

第3条 この法人は、埼玉県内の経済・産業動向、企業経営及び地域の活性化に関する調査研究並びに総合的な情報収集を行ない、経済活動全般に対する適切な情報提供と積極的な支援活動を通じて、地域経済・地域産業の振興と健全な発展に寄与することを目的とする。

<事業>

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種アンケート調査・予測調査・産業動向調査・分析調査・地域の産業経済に関する調査及びこれらに付随する研究
- (2) 埼玉県・県内市町村・関連機関などからの受託調査を中心とした地域研究
- (3) 大学などの連携による新技術・新製品開発などを支援する産学交流事業
- (4) 埼玉県・県内市町村・関連機関などからの受託事業を通じた企業支援業務
- (5) 各種セミナー・研修会・シンポジウムなど講演会の開催
- (6) 経済情報誌の企画・編集
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

<財産>

第5条 この法人の財産は、基本財産及び基本財産以外のその他の財産の2種とする。

2. 基本財産は、この法人の目的である事業を行なうために不可欠な財産として理事会で定めたもの、及び基本財産として指定して寄附された財産とする。
3. 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

<事業年度>

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

<事業計画及び收支予算>

第7条 この法人の事業計画書、收支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

<事業報告及び決算>

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 評議員

<評議員の定数>

第9条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

2. 評議員のうち1名を評議員会会長とする。

<評議員の選任及び解任>

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行なう。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからヘまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

<評議員の任期>

- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3. 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

<評議員に対する報酬等>

- 第12条 評議員が評議員会等に出席する場合には、1人1日3万円を超えない範囲で謝金を支給することができる。
- 2. 前項に必要な事項は、評議員会の決議により別に定める理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準規程による。
 - 3. 評議員には、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。
 - 4. 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別途定める。

第5章 評議員会

<構成>

- 第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

<権限>

- 第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

<開催>

第 15 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

<招集>

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

<議長>

第 17 条 評議員会の議長は、評議員会会长がこれに当たる。
2. 評議員は互選により、会長を定める。

<決議>

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1) 監事の解任
(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
(3) 定款の変更
(4) 基本財産の処分又は除外の承認
(5) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
4. 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

<議事録>

第 19 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
2. 前項の議事録には、その評議員会の議長が署名し、又は記名押印する。

第 6 章 役員等

<役員の設置>

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事 5 名以上 20 名以内

(2) 監事 2名以内

2. 理事のうち1名を理事長とし、代表理事とする。

3. 理事長以外の理事のうち、専務理事を1名以内、常務理事を1名以内とし、業務執行理事とする。

<役員の選任>

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

<理事の職務及び権限>

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3. 専務理事は、理事長を補佐し、業務を執行する。

4. 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、業務を執行する。

5. 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

<監事の職務及び権限>

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めることにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

<役員の任期>

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3. 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者または現任者の任期の満了する時までとする。

4. 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5. 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

<役員の解任>

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

<役員に対する報酬等>

第26条 理事等が理事会等に出席する場合には、1人1日3万円を超えない範囲で謝金を支給することができる。

2. 前項に関し必要な事項は、第12条に定める理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準規程による。

3. 理事には、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。

4. 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別途定める。

<責任の免除又は限定>

第 27 条 この法人は、役員の、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 198 条において準用される同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2. この法人は、一般法人法で定義される外部役員との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には一般法人法第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額を限度とする契約をあらかじめ締結することができる。

<顧問及び賛助員の設置>

第 28 条 この法人に、顧問及び賛助員を数名程度置くことができる。

2. 顧問は学識経験ある者のうちから理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3. 顧問は理事会から諮問された事項について参考意見を述べることができる。

4. 賛助員はこの法人の事業に協力せんとする者のうちから理事会の推薦により理事長が委嘱する。

5. 賛助員はこの法人の事業推進のため、理事会、各理事及び法人職員から諮問された事項についての助言を行なう。

6. 顧問及び賛助員の報酬は、無償とする。

7. 顧問及び賛助員の任期については、第 24 条第 1 項の規定を準用する。

第 7 章 理事会

<構成>

第 29 条 理事会はすべての理事をもって構成する。

<権限>

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

<招集>

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

<議長>

第 32 条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

<決議>

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

<議事録>

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

<定款の変更>

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第10条についても適用する。

<解散>

第36条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

<公益認定の取消し等に伴う贈与>

第37条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

<残余財産の帰属>

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

<公告の方法>

第39条 この法人の公告は電子公告により行なう。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の理事長は利根忠博とする。

以 上